

市場自治会自主防災計画

令和 4年10月26日

市場自治会自主防災会

はじめに

市場自治会自主防災計画(案)は、市場自治会自主防災会規約として、平成28年4月1日に施行に施行され、現在に至っている。

施行された後、災害時の「炊き出し訓練」「消火器による初期消火訓練」「煙体験活動」「防災備蓄倉庫による備蓄品の確保」の活動を実施してきた。

令和4年1月10日に鴻巣市危機管理課より埼玉県危機第419-1号「地区防災計画策定実施の対象市町村の決定について」により、埼玉県の地区防災計画作成事業対象市町村に決定されたことから自主防災会への説明会に出席し、防災に対する対応を再検討することとなった。

よって、自主防災計画の策定にあたり、市場自治会の組織編成を活用し、市場自治会自主防災会として策定する。

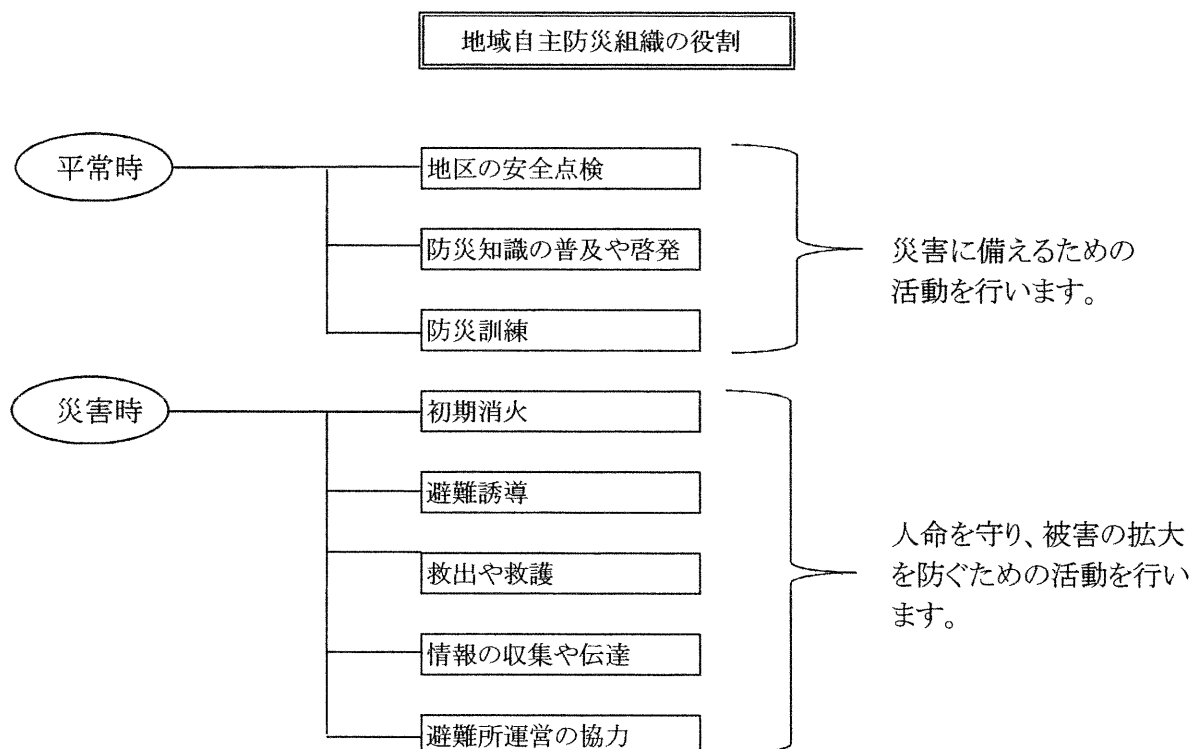
基本方針

災害が発生した直後は、交通網の寸断・火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機能が十分に対応できない可能性があります。そのようなとき、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。

「東日本大震災」や「長野県白馬村での地震」の際、被害者の救出に当たって活躍したのは地域の住民等であり、災害時には、「自助」「公助」とともに、地域における自主防災組織、ボランティア、企業などが共に支え合う「共助」が重要です。

私たちの地区では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、地区のみんなで助け合いながら、災害に強い地域づくりを進めます。

この取り組みを計画的に推進するため、地域住民を主体とした防災組織を構築し、この行動の規範としての「市場自治会自主防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、自主防災力を高めていきます。



目 次

1 対象地区と計画作成主体	3
(1) 計画対象地区	
(2) 計画作成主体	
2 地区の特性と予想される災害	4
(1) 地区の特性	
(2) 予想される災害	
(3) 屈巢(市場)地区の過去の主な災害	
(4) 地域版防災マップ	
3 活動内容	6
(1) 平常時の活動	
(2) 災害前直前の活動	
(3) 災害時の活動	
(4) 要配慮者(避難行動要支援者)等への支援	
(5) 復旧・復興期の活動	
4 地区の防災対策	9
(1) 防災体制	
(2) 活動体制	
(3) 地区の連絡網	
(4) 防災関連施設	
(5) 防災資機材等	
(6) 地域版防災マップ	
(7) 地区防災訓練の実施	
(8) 資機材、器具等の点検	
(9) 避難行動要支援者への支援体制の整備	

1 計画対象地区と策定主体

(1) 計画対象地区

「市場自治会自主防災計画」は、次表の地区を対象として定めます。

対象地区名	対象地区地域	世帯数
市場自治会第1-1班		12
市場自治会第1-2班		22
市場自治会第2班		13
市場自治会第3班		22
市場自治会第4班		14
市場自治会第5班		19
市場自治会第6班		22

※対象地区は、別添図(防災マップ)参照

(2) 計画策定主体

「市場自治会自主防災計画」は、下記の団体が定めます。

団体名称	所在	世帯数
市場自治会自主防災会	鴻巣市屈巢3867-1番地 市場地区集落センター	119

2 地区の特性と予想される災害

ハザードマップ上は、このようになっている。(別添地図)

(1) 地区の特性

- ・埼玉県防災マップにより、市場地区は、農業を主体とした田畑が広がる平坦な土地柄である。
- ・県内を流れる荒川からは、約4kmの距離にあるが、田畑を縦横する用水路による水害は、ないと思われる。
- ・平坦な土地柄から、地震・強風・豪雨による被害は予想される。

(2) 予想される災害

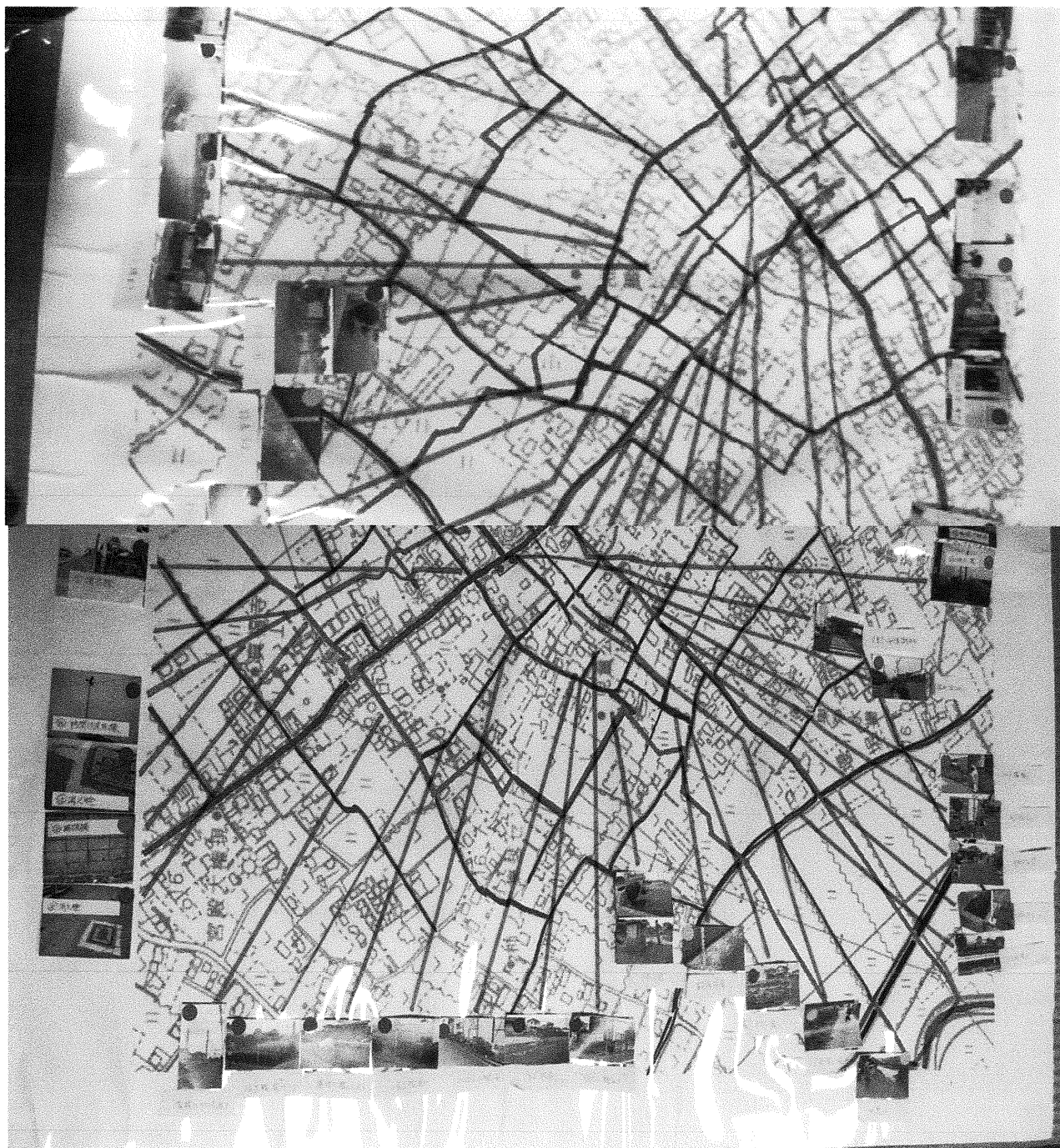
- ・地震による災害
 - 家屋等の倒壊や火災
 - 用水路の溢れによる田畑の水没
- ・集中豪雨(ゲリラ豪雨)や台風による被害
 - 家屋や電柱の倒壊
 - 用水路等の溢れによる道路、田畑の水没

(3) 屈巢(市場)地区の過去の主な災害

- ・西埼玉地震(1931年(昭和6年)9月21日11時19分)
埼玉県大里郡寄居町付近を震源として発生したマグニチュード6.9の地震である。
震源の深さ3キロメートルであった。深谷断層帯の一部が活動して発生したと考えられる。
- ・東日本大震災(2011年(平成13年)3月11日14時46分)
東北地方太平洋沖を震源として発生したマグニチュード7.5の地震である。

(4) 地域版防災マップ

埼玉県並びに鴻巣市作成による「防災マップ」の状況



<凡例>

* 災害時に役立つ施設・場所

○: 消火栓

●: 防火水槽

P: 駐車場

◇: 防災倉庫

■: コンビニ・スーパー

* 災害時に注意が必要な場所等

— : 細い道

... : ブロック

△: 電柱

▲: 古い家

☆: 自動販売機(転倒のおそれ)

3 活動内容

(1) 平常時の活動

いざという時に地区の力が発揮できるよう、地区住民のみなんで協力して防災活動に取り組みます。

ア 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。

地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

イ 地区の安全点検の実施

防災の基本は、自分達の住むまちを知ることです。地区の危険な場所や防災問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけを行います。

ウ 防災資機材の整備

防災資機材は、災害発生時に役立ちます。地区で防災資機材を整備し、日頃の点検や使い方を確認します。

エ 防災訓練の実施

防災訓練は、いざというとき、慌てず、的確に対応するための欠かせない活動です。

地区住民に積極的な参加を呼び掛けて、訓練を行います。

オ 地域コミュニケーションの醸成

平時から、避難行動要支援者を含めた地域内でのコミュニケーションを醸成します。

(2) 災害直前の活動

台風や集中豪雨などの気象災害は事前に予測することが可能です。事前に万全の備えを行い、災害時に対応できるよう取り組みます。

災害対策時の指揮所開設・編成時期を示します。

ア 防災気象情報の確認

気象庁ホームページ、風水害に関する警戒レベルに応じた避難情報等を用いて確認を行います。

イ 連絡体制の整備

発災時に慌てず連絡がとれるよう、連絡体制の確認を行います。

ウ 状況把握

住民の所在確認を行います。

エ 災害に対する補強

住宅や集合場所の補強を行います。

(3) 災害時の活動

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

ア 情報の収集・伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。また、地区の被害状況や火災発生状況などを取りまとめ、防災機関へ報告します。

イ 救出・救助活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出活動を行います。

ウ 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

エ 医療救護活動

医師の手当が受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所へ搬送します。地域内医療機関による手当については、別途支援協定書により依頼する。

オ 避難誘導

地区住民を安全な場所へ誘導します。
状況により、住民の集団による避難・誘導を安全に行います。

カ 給食・給水活動

地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

(4) 要配慮者(避難行動要支援者)等への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障害者、子供など、人の助けを必要とする人、要配慮者(避難行動要支援者)です。こうした要配慮者(避難行動要支援者)を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。

この取り組みを着実に進めるため、個別計画を定めます。

ア 要配慮者(避難行動要支援者)の身になって、防災環境の点検・改善を行う。

目の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかなどを点検し、改善に努めます。

イ 避難するときは、しっかり誘導する。

隣近所の助け合いが重要です。一人の要配慮者(避難行動要支援者)に複数の避難支援者を決めておきます。

ウ 困ったときこそ温かい気持ちで接する

非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。

困っているひとや要配慮者(避難行動要支援者)には、思いやりの心を持って接します。

エ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

いざという時に、円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に要配慮者(避難行動要支援者)とのコミュニケーションを図ります。

(5) 復旧・復興期の活動

災害発生後、もとの生活に戻れるよう、市と連携し復旧・復興に努めます。

ア 被災者に対する地区での支援

被災した地区住民のコミュニティを形成し、課題の把握や支援を行います。

イ 鴻巣市との連携

復旧・復興に向け、市と連携し街づくり等を行います。

5 地区の防災対策

(1) 防災体制

組織名称	地区の状況		
市場自治会自主防災会	世帯数:119 人口:390人		
1 組織の体制	役員		電話番号
総務班名	防災会会長	自治会長	別途細部計画の中で示す。
	防災会副会長	自治会副会長	
	防災会第1-1班長	自治会第1-1班長	
	防災会第1-2班長	自治会第1-2班長	
	防災会第2班長	自治会第2班長	
	防災会第3班長	自治会第3班長	
	防災会第4班長	自治会第4班長	
	防災会第5班長	自治会第5班長	
	防災会第6班長	自治会第6班長	
	避難誘導班	農事組合長 土木委員長	
	消火班	消防連絡委員 ソフト代表	
	情報班	広田駐在所連絡協議委員	
	救出・救護班	交通安全協会役員 環境衛生委員(東・西) 地区防犯推進委員	
	給食・給水班	ソフト代表 市場わんぱく子供会代表	
	福祉班	民生委員神社委員長 神社委員長 三社大神年番長 久伊豆神社役員	
2 避難場所等	施設名	電話番号	管理者
	市場集落センター	TEL:048-569-1940	市場自治会長
	屈巢小学校	TEL:048-569-0038	屈巢小学校長
	川里中学校	TEL:048-569-0009	川里中学校長
	防災マップのとおり		
3 緊急時の連絡先	連絡先		電話番号
	鴻巣市役所(危機管理課)		TEL:048-541-1321(内)2213
	鴻巣市役所川里支所		TEL:048-569-1111
	鴻巣市消防本部		TEL:048-543-0110
	鴻巣市消防川里分署		TEL:048-569-1900
	鴻巣警察署		TEL:048-543-0110
	鴻巣警察署広田駐在所		TEL:048-569-0042
	こうのす共済病院(救急指定病院)		TEL:048-541-1131
	東京電力カスタマーセンター		TEL:0120-995-001
	NTT東日本 故障受付センター		TEL:(局番なし)113
	災害用伝言ダイヤル(録音)		TEL:171
	災害用伝言ダイヤル(再生時)		TEL:171
4 その他特記事項			

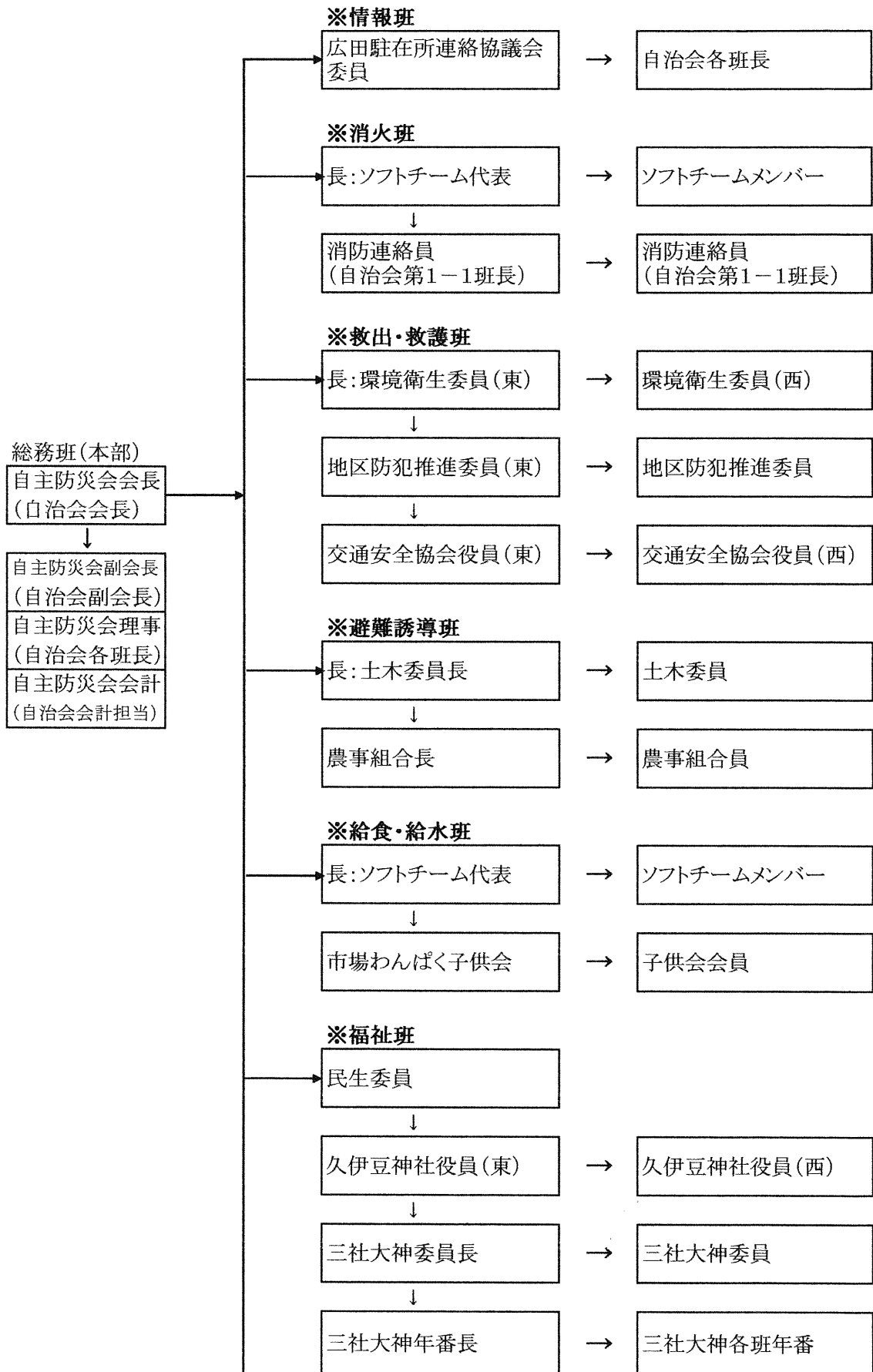
(2) 活動体制

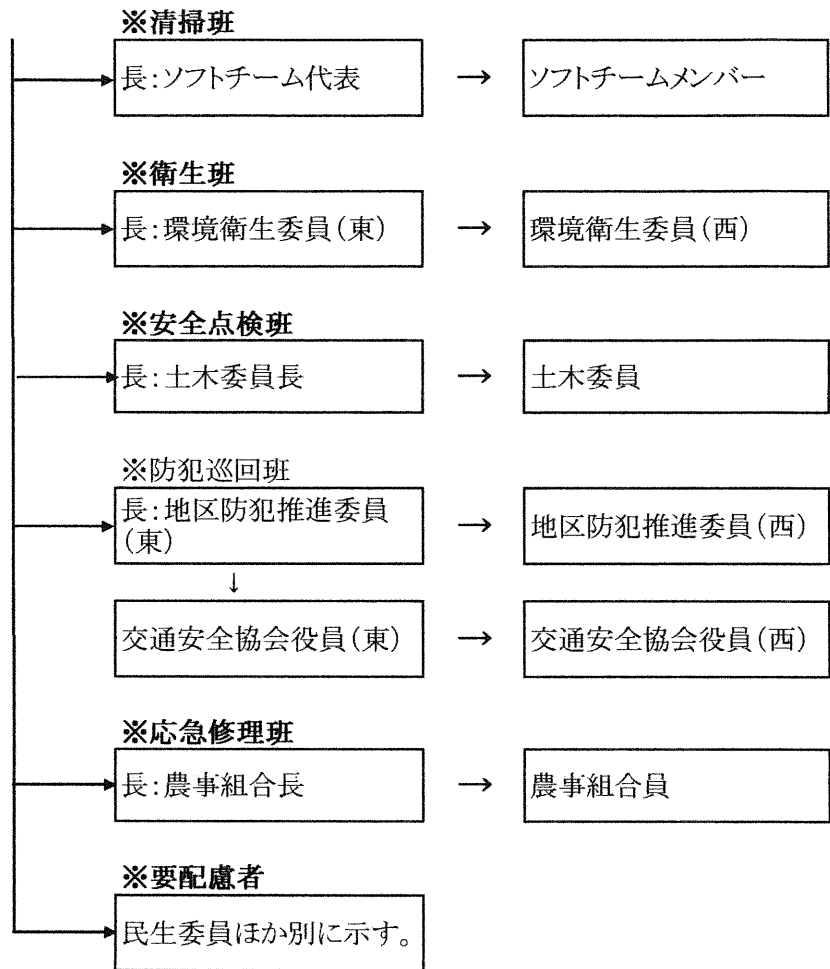
班 編 成

班名	担当者	平常時の役割	災害時の役割
本部(総務班)	市場自治会	全体調整 関係機関との事前調整	全体調整 関係機関との調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	・広田駐在所連絡協議会委員 ・交通安全協会役員	啓発・広報	公共機関等からの情報収集・伝達
消火班	・消防連絡委員 ・ソフト代表	器具の整備・点検	消火器・バケツリレー等による初期消火
救出・救護班	・環境、衛生委員 ・地区防犯推進委員 ・交通安全協会役員	資機材・器具の整備・点検	負傷者の救出・応急手当・救護所等への搬送
避難誘導班	・農事組合 ・土木委員	避難経路の点検	住民の避難誘導
給食・給水班	・ソフトチーム(キングス) ・市場わんぱく子供会	器具の整備・点検	炊き出し等の給食・給水活動
福祉班	・民生委員 ・三社大神委員 ・三社大神年番 ・久伊豆神社連絡員	要配慮者(避難行動要支援者)の支援体制の整備	要配慮書(避難行動要支援者)、協力者への支援
清掃班	・ソフトチーム(キングス)	ゴミ処理対策の検討	ゴミ処理の指示
衛生班	・環境・衛生	仮設トイレの対策検討	防疫対策、し尿処理
安全点検班	・土木委員	危険個所の巡回・点検	二次災害軽減のための広報
防犯・巡回班	市場自治会	警察の連絡体制の検討	防犯・巡回活動
応急修理班	・農事組合	資機材、技術者との連絡検討	応急修理の実施

(3) 地区の連絡網

主連絡網とし、細部は別に示す。





(4) 防災関連施設

ア 医療機関

種別	名称	住所	連絡先
救急指定医療機関	こうのす共済病院	鴻巣市	048-541-1131
救急指定医療機関	ヘリオス会病院	鴻巣市広田	048-541-2800
その他の医療機関	宮坂医院	鴻巣市屈巢3843	048-569-0100
その他の医療機関	森山歯科医院	鴻巣市屈巢4183-2	048-569-2970

イ 要配慮者(避難行動要支援者)施設

名称	住所	連絡先	備考
川里苑	鴻巣市屈巢5158	048-568-1036	

ウ その他の施設

地区内に居住する住民の保有するビニールハウス等を活用する。

※指定避難所: 屈巢小学校

長い期間、避難生活を送ることができる場所です。

食料や日用品などが備蓄されています。

※補助避難所: 川里中学校

指定避難所に避難者を収容できない場合に収容する施設です。

(市内の中学校及び高等学校が指定されています。)

※福祉避難所: 川里創作館

災害発生後、指定避難所での避難生活に負担が大きい要配慮者を収容する施設です。

指定避難所及び補助避難所に避難者を収容できない場合は、避難所として活用できます。

※医療救護所: 川里ふるさと館

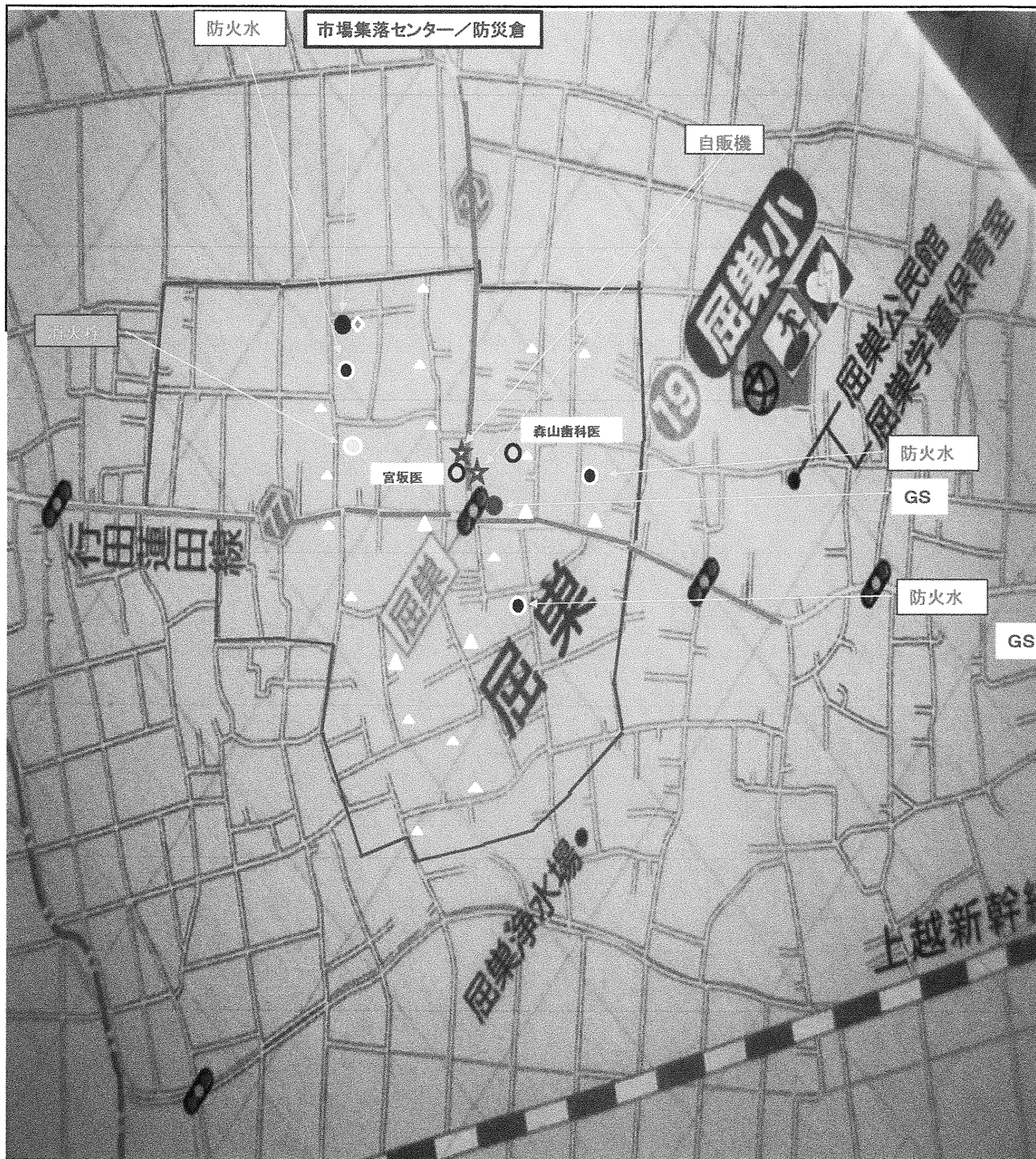
(5) 防災資機材等

市場自治会自主防災会が保有する防災資機材

目的	物資名	数量	備考
情報収集・伝達	トランジスタメガホン	1 台	
	防災用ラジオ	1 台	
	住宅地図、腕章	1 式	
	メモ帳、油性マジック	各10	
初期消火	小型動力ポンプ	1 台	住民保有借用(提供協定書作成)
	発電機(ガス用)	1 台	
	消火器	4 本	
	ヘルメット	20 個	
	水バケツ	10 個	
水防	ブルーシート	5 枚	
	シャベル、つるはし、スコップ	各2本	順次購入予定
	ロープ(10m、20m)	各1本	順次購入予定
	土嚢袋	50 枚	順次購入予定
	ゴム手袋	20 袋	順次購入予定
救出	チェーンソー	2 台	住民保有借用(提供協定書作成)
	ジャッキ	1 台	住民保有借用(提供協定書作成)
	シャベル、スコップ、つるはし	各2本	順次購入予定
	のこぎり	2 本	順次購入予定
	防煙・防塵マスク	100 枚	
	ロープ(10m、20m)	各1本	順次購入予定
	梯子	1 脚	
救護	テント、シート	3 張	
	毛布	20 枚	順次購入予定
	救急箱	2 式	
	石油ストーブ	1 台	
避難所運営協力	リヤカー、投光器、発電機	各1台	住民保有借用(提供協定書作成)
	協力ライト	2 台	
	乾電池(単一、単二、単三、単四)	各 20 本	
	寝袋	20 袋	住民保有借用(提供協定書作成)
	ガソリン携行缶	2 缶	10L缶×1、20L缶×1
給食・給水	炊飯装置(釜、ストーブ)	3 式	ロッカー内薪保有
	鍋、コンロ	各 2 台	ガス
	カセットガス	99 本	
	給水タンク	3 個	
	天然水(6本入)	50ケース	
	乾パン(7缶入)、ビスコ(10箱入)	5 ケース	
訓練・啓発	模擬消火訓練装置、煙霧機	—	鴻巣市消防川里分署に依頼
	放送機器	—	購入予定
	視聴覚機器(ビデオ、映写機等)	—	購入予定
その他	携帯電話機用充電器		
	※大型重機等の借用は、地区内所在事業所と協定書を締結する。		

(6) 地域版防災マップ

埼玉県、鴻巣市作成の「防災マップ」



<凡例>

* 災害時に役立つ施設・場所

●: 消火栓

●: 防火水槽

P: 駐車場

◇: 防災倉庫

■: コンビニ・スーパー

* 災害時に注意が必要な場所等

—: 細い道

...: ブロック

△: 電柱

▲: 古い家

☆: 自動販売機(転倒のおそれ)

(7) 地区防災訓練の実施

災害発生時に、地区住民が「自主防災計画」に沿って適切な行動ができるよう、市や消防署等とも連携しながら、次の訓練を中心とした地区防災訓練を毎年度実施します。

ア 情報収集・伝達訓練

イ 救出・救助活動

ウ 初期消火活動

エ 医療救助活動

オ 避難・誘導訓練(要配慮者(避難行動要支援者)の支援を含む。)

カ 給食・給水訓練

訓練の実施後は、訓練結果を検証し、次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「地区防災計画」の見直しを行います。

(8) 資機材、器具等の点検

活動体制の各班を中心に、資機材、器具等の点検を定期的実施します。

班名	担当者	内容	時期
消火班	・消防連絡委員 ・ソフト代表	・消火器具の点検(整備)	地区防災訓練前
救出・救護班	環境・衛生委員 地区防犯推進 委員 交通安全協会役員	・資機材、器具の整備、点検	地区防災訓練前
避難誘導班	土木委員 農事組合	避難経路の点検(整備)	毎年9月(防災の日を基準)
給食・給水班	ソフト(キングス) 市場わんぱく子供会	給食・給水器具の点検(整備)	地区防災訓練前

(9) 要配慮者(避難行動要支援者)への支援体制の整備

活動体制の福祉班を中心に、要配慮者(避難行動要支援者)への支援体制を整備します。

班名	担当者	内容	時期
福祉班	*民生委員	支援体制・方法の検討・整理	2023年度まで
	*久伊豆神社 役員(東・西)	対象者の把握(民生委員等から 提供)	2022年12月まで
	*三社大神 委員長	個別計画の作成完了	2022年度末まで
	*三社大神 年番長	定期的な個別計画の見直し	毎年度